

# 社会福祉法人富士見会業務管理体制整備規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

## (目的及び適用範囲)

第 1 条 社会福祉法人富士見会業務管理体制整備規程（以下、「規程」という。）は、社会福祉法人富士見会（以下、「法人」という。）が経営する介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

## (基本方針)

第 2 条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業を行う際に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- 三 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、サービス区分部門責任者と連携し、適正な事業運営を確保する。

## (法令遵守責任者)

第 3 条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に 1 名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、施設長をもって充てるものとする。

## (法人組織体制の整備)

第 4 条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙 1 に定めるものとする。

2 法人の事業の最高責任者は理事長とする。

3 法人のサービス区分部門責任者は、課長及び課長補佐並びに管理者（以下「課長」という。）とする。

## (法令遵守責任者の業務)

第 5 条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の役員会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- 一 法人及び事業の組織体制に関する提案
- 二 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議（コンプライアンス委員会）に出席し、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

## (相談窓口の仕組み)

第 6 条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- 一 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- 二 通報を受け付けると、必要に応じ調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正措置を講じるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップ

も行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し調査結果、是正結果の報告を行うものとする。

三 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取扱いも行わないこととし、報告・相談者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行った者は処分が科せられるものとする。

四 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとし、プライバシーは遵守される。

五 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行った者は、処分が課せられることがある。

#### (課長の役割)

第7条 課長は、各サービス区分部門責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 課長は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているか、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、各課長は、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

3 課長は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。この場合、原則として業務管理推進体制組織図に基づいて行われるものとする。

4 課長は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

#### (職員の責務)

第8条 職員は、第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法並びに介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司または課長、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

#### (教育及び研修)

第9条 第7条第4項に定める研修は、課長が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

#### (処分)

第10条 法令違反する行為を行った職員は、当法人の職員就業規則に則り懲戒されるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙1)

# 社会福祉法人富士見会業務管理体制組織図

(平成28年4月1日附)

